

# 三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託 仕様書

## 1 業務名

三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条及び「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」の規定に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定するものであり、「三宅町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下、「計画」という。）として、令和9年度を初年度とする3カ年の計画を策定するものとする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) アンケート調査の集計・分析

三宅町のアンケート調査件数（令和7年度実施済）

在宅介護実態調査（約100件）

介護予防日常生活圏域ニーズ調査（約1,500件）

- ① 「在宅介護実態調査」の「見える化」システム登録のためのエクセルファイルへのデータ入力（約100件）CSV ファイル化
- ② 「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」の「見える化」システム登録のためのエクセルファイルへのデータ入力（約1,500件）CSV ファイル化
- ③ 調査結果の集計分析（単純集計及びクロス集計）
- ④ 結果報告書の作成（電子データ）

### (2) 現況把握及び課題分析

- ① 実態調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 圏域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題のとりまとめ
- ③ 介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）と課題の整理（県内他市町村との比較・要因分析、改善策の提案等も含む）
- ④ 地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組み事項の検討・助言・整理

### (3) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援

- ① 人口及び被保険者の推計支援
- ② 「見える化」システム等に基づく目標年度における介護サービスの見込み量の算定支援
- ③ ①、②を踏まえた保険料の算定支援

#### (4) 計画の策定

- ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の策定
- ② 計画素案の作成、とりまとめ
- ③ 現行計画及び本町の上位計画となる「三宅町総合計画」及び地域福祉に関する各計画との整合調整。また、介護保険法等の関係法令並びに国及び奈良県の定める基本指針等との整合性の調整も行うものとする。

#### (5) 各種関係団体・ボランティア団体等へのヒアリング調査

当該計画策定の基礎資料とするため、関係団体・ボランティア団体等の代表者に、高齢者の現状や今後の展望等についてアンケート又はヒアリング調査を行う。

#### (6) パブリックコメントの実施支援

本計画案についてパブリックコメントを実施のため、アドバイス・資料作成や意見集約・整理を行う。最終案については、パブリックコメントを行った結果を反映させること。

#### (7) 各種会議支援

策定委員会に諮る資料作成支援

#### (8) 計画の策定のスケジュール

- ① 計画概要の作成  
アンケート調査の集計結果、現行計画の評価・検証を踏まえ、令和8年6月末頃までに作成。
- ② 計画骨子案の作成  
アンケート調査の結果分析、各種団体・ボランティア団体等へのヒアリング調査等を踏まえ令和8年9月末頃までに作成。
- ③ 計画素案の作成  
人口推計及びサービス見込み量推計からの暫定保険料の設定を踏まえ令和8年11月末頃までに作成。
- ④ 計画内容の確定  
パブリックコメント等の結果を反映させ令和9年1月末頃までに確定。

※ 現時点でのスケジュール案であり、業者決定後双方協議により決定するものとする。

#### (9) 成果品の提出

計画書・概要版及び介護実態調査及び介護予防日常生活圏域ニーズ調査の報告書の電子データ一式（ワード形式及びPDF形式）

### 5 その他

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと本町が認めた業務で、あらかじめ本町の承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 本業務における成果品に係る著作権、著作権等の一切の権利は本町に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。